

## 【韓国】性犯罪者に対する就業制限

海外立法情報課 藤原 夏人

\* 韓国では、性犯罪者に対する就業制限を強化する動きが続いているが、2016年3月の憲法裁判所の違憲決定を受けて、就業制限の期間について一部見直しが行われた。

### 1 性犯罪者一般に係る就業制限

2005年12月、「青少年の性保護に関する法律」が改正され、性犯罪者に対する就業制限規定が新設された<sup>1</sup>。同規定は、青少年（19歳未満）を対象とした性犯罪者に対し、刑の確定時から5年間、保育園、幼稚園、小中学校、高校等の施設・機関への就業等を制限することにより、性犯罪者と青少年の接触可能性を遮断することを目的としていた。

その後の法改正により、就業制限の①対象者、②期間、③施設・機関の範囲は徐々に拡大し、現在は表のとおりである。①については、青少年のみならず成人への性犯罪も就業制限の対象となり、②については、刑の執行終了後又は猶予・免除された日から10年間制限する内容に改められた。また、③についても、医療機関<sup>2</sup>、ネットカフェ、大学等が新たに追加された。ただし、②については、最近、一部見直しが行われた（後述）。

なお、2009年6月の法改正により、法律の題名は「児童・青少年の性保護に関する法律」に変更され、児童が同法の保護対象であることが明確にされた。

### 2 教員に係る就業制限

性犯罪者一般とは別に、教員（幼稚園から大学）の性犯罪に係る就業制限も規定されている。教員の性犯罪に対しては、一般的な公務員よりも厳格な規定が適用される（表参照）。

#### (1) 任用排除

2012年1月の教育公務員法<sup>3</sup>の改正により、未成年者<sup>4</sup>への性犯罪を行った者は、国公立学校の教員に任用できないとする規定が、教員の欠格事由として新設された（同法第10条の4第2号）。さらに、2016年1月の同法改正により、対象となる性犯罪の範囲が拡大し、未成年者のみならず成人への性犯罪も任用排除の対象とする内容に改められた（同条第3号新設）。

これにより、①性犯罪行為により罷免・解任<sup>5</sup>された者、②性犯罪行為により、刑（成人を対象とした性犯罪の場合は罰金100万ウォン<sup>6</sup>以上の刑）又は治療監護<sup>7</sup>の宣告を受け、当該刑又は治療監護が確定した者（執行猶予の宣告を受けた後、執行猶予期間が経過した者を含む。）のいずれかに該当する者は、任用から排除されることになった。

なお、私立学校の教員の任用にも同様の規定が適用される（私立学校法<sup>8</sup>第54条の3第5項）。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年4月6日である。

<sup>1</sup> 「[173233]청소년의성보호에관한법률 일부개정법률안(정부)」 <<http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=032516>>

<sup>2</sup> 医療法第2条の規定による医療従事者（医師、歯科医師、看護師等）としての就業等が禁じられる。

<sup>3</sup> 「교육공무원법(법률 제 15039 호)」 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=199075&ancYd=20171128&ancNo=15039&efYd=20180529&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

<sup>4</sup> 2011年3月の民法改正により、2013年7月1日に成人年齢は満20歳から満19歳に引き下げられた。

<sup>5</sup> 懲戒免職に相当。懲戒の程度は罷免の方が重く、任用禁止期間、退職金支給割合において不利な扱いを受ける。

<sup>6</sup> 1ウォンは約0.1円（平成30年4月分報告省令レート）。

<sup>7</sup> 精神障害、薬物中毒等の状態で罪を犯した者を保護し治療する制度。

<sup>8</sup> 「사립학교법(법률 제 15040 호)」 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=199076&ancYd=20171128&ancNo=15040&efYd=20180529&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(2) 失職

2012年1月の教育公務員法の改正により、在職中に未成年者への性犯罪を行った国公立学校の教員は必ず失職となる規定が新設された（同法第43条の2）。

2016年1月の法改正により、対象となる性犯罪の範囲が拡大し、未成年者のみならず成人への性犯罪を行った者も失職する内容に改められた。対象者は、上述の任用排除の対象者と同一である。なお、私立学校の教員にも同様の規定が適用される（私立学校法第57条）。

3 憲法裁判所の違憲決定と就業制限期間に係る見直し

上述のとおり、性犯罪者一般に対する就業制限期間は、刑の執行終了後又は猶予・免除された日から10年間となっていた。

これに対し憲法裁判所は2016年3月31日、就業制限自体は違憲ではないが、犯行の程度が軽く再犯の危険性が低い者に対しても一律に10年間就業を制限することは、職業選択の自由を過度に制限するものであるとして違憲決定を下した<sup>9</sup>。

憲法裁判所の違憲決定を受けて2018年1月16日、「児童・青少年の性保護に関する法律」が改正され、性犯罪者一般に対する就業制限の一部見直しが行われた<sup>10</sup>。

今回の法改正により、性犯罪者の就業を一律に10年間制限する内容から、個々の性犯罪事件について、裁判所が個別に就業制限期間（最長で10年間）を判断し、当該事件の判決時に宣告する内容に改められるとともに、再犯の危険性が著しく低い、又は就業を制限してはならない特別な理由があると裁判所が判断した場合は、就業制限期間を宣告しないことも可能となった（同法第56条第1項及び第2項）。改正法は2018年7月17日に施行される。

表 性犯罪者に対する就業制限（就業制限（一般）の内容は2018年7月17日施行）

	就業制限（一般）	任用排除・失職（教員）	任用排除・失職（一般公務員）
根拠法	児童・青少年の性保護に関する法律（第56条）	教育公務員法（第10条の4、第43条の2）、私立学校法（第54条の3、第57条）	国家公務員法（第33条、第69条）、地方公務員法（第31条、第61条）
対象者	・性犯罪により刑（執行猶予を含む）又は治療監護の宣告を受け確定した者。ただし、児童ポルノ単純所持（第11条第5項）による罰金刑の宣告を受けた者を除く。	・性犯罪行為により罷免・解任（懲戒免職に相当）された者 ・性犯罪行為により刑（成人対象性犯罪の場合は罰金100万ウォン以上の刑）又は治療監護の宣告を受け、当該刑又は治療監護が確定した者（執行猶予の宣告を受けた後、執行猶予期間が経過した者を含む。）	・懲戒により罷免・解任された者 ・禁錮以上の刑の宣告を受け確定した者（執行猶予を含む） ・禁錮以上の刑の宣告猶予（注）を受けた者 ・業務上の優越的な地位を利用した性犯罪（刑法第303条、性暴力犯罪の処罰等に関する特例法第10条）により罰金300万ウォン以上の刑の宣告を受け確定した者
内容	・保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学、塾、ネットカフェ、医療機関等への就業等を一定期間制限（最大で刑の執行終了後又は猶予・免除日から10年間、期間は裁判所が個別判断）	・国公立学校（幼稚園～大学）の教員の任用から排除 ・国公立学校（幼稚園～大学）の現職の教員は失職	・一定期間の任用排除（最大で刑の執行終了後5年間） ・現職の公務員は失職（禁錮以上の刑の宣告猶予の場合は、業務上の優越的な地位を利用した性犯罪の場合のみ失職）

（注）懲役1年以下の刑に対し、刑の宣告を猶予する制度。宣告猶予が失効せず2年経過したときは免訴とみなす。  
（出典）各法律の条文を基に筆者作成。

<sup>9</sup> 「구 아동·청소년의 성보호에 관한 법률 제 44 조 제 1 항 등 위헌확인」 <[https://ecourt.court.go.kr/coelec/websquare/websquare.html?w2xPath=/ui/coelec/dta/casesrch/EP4100\\_M01.xml&eventno=2013헌마585](https://ecourt.court.go.kr/coelec/websquare/websquare.html?w2xPath=/ui/coelec/dta/casesrch/EP4100_M01.xml&eventno=2013헌마585)>

<sup>10</sup> 「[2010973] 아동·청소년의 성보호에 관한 법률 일부개정법률안(대안)(여성가족위원장)」 <[http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_U1F700A2F2U2W2N2T1I1Y4P7F6E0Y4](http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U1F700A2F2U2W2N2T1I1Y4P7F6E0Y4)>